

北海道請負工事検査要領

第1 趣旨

北海道の発注に係る請負工事に関する地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定に基づく検査の実施は、法令等の定めるところによるほか、この要領の定めるところによるものとする。

第2 検査の種類

検査の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める場合において実施するものとする。

- (1) 工事完成検査 工事請負契約の定めに基づき、受注者人から工事完成通知書（建設工事事務取扱標準様式（昭和48年4月2日付け局総第151号副出納長通達「建設工事事務取扱標準様式の設定について」。以下「標準様式」という。）第62号様式）の提出があつたとき。
- (2) 出来形部分等検査 工事請負契約の定めに基づき、受注者から出来形部分等（第 回）確認請求書（標準様式第65号様式）の提出があつたとき、又は契約を解除した際において工事の出来形部分があるとき。
- (3) 指定部分検査 工事請負契約の定めに基づき、受注者から指定部分の工事完成通知書の提出があつたとき。
- (4) 跡請保証部分検査 跡請保証に付した工事につき、当該跡請保証期間が満了したとき。
- (5) 跡請保証部分修補工事完了検査 跡請保証に付した工事につき修補工事の施工を請求した場合において、受注者から当該修補工事に係る跡請保証部分修補工事完了通知書（標準様式第77号様式）の提出があつたとき。
- (6) 中間検査 工事途中において支出負担行為担当者（北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第2条第9号に規定する支出負担行為担当者及び財務規則第9条第3項の規定により支出負担行為に相当する行為を行う者をいう。以下同じ。）が特に検査をする必要があると認めたとき。

第3 検査員の指定

支出負担行為担当者は、財務規則第176条の規定に基づき検査員を指定しようとするときは、原則として所属の職員のうちから指定するものとする。

第4 検査員の心得

検査員は、常に正確な資料及び事実に基づき、公正かつ厳正に検査を実施するとともに、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

第5 検査の実施

- 1 検査員は、支出負担行為担当者から請負工事につき検査を命ぜられたときは、速やかに当該工事に係る工事請負契約書、設計図書その他の関係書類に基づき、現地においてその適否を判定するものとする。
- 2 検査員は、工事請負契約において定めた期間内に検査を実施することができない事由が生じたときは、その旨を支出負担行為担当者に申し出てその指示を受けるものとする。

第6 検査の方法

- 1 検査員は、請負工事の検査に当たっては、工事請負契約書、設計図書その他の関係書類に基づくほか、別に定める請負工事検査方法書により行うものとする。
- 2 請負工事検査方法書は、関係各部ごとに定めるものとする。

第7 検査結果の処理

検査員は、請負工事につき検査を行ったときは、それぞれ次の各号に定めるところにより処理するものとする。

(1) 工事完成検査

ア 工事目的物が検査に合格した場合

検査員は、工事目的物が工事完成検査に合格したときは、工事完成検査調書（標準様式第63号様式）を作成の上、これを支出負担行為担当者に提出するものとする。この場合において、検査員は当該工事目的物を跡請保証に付する必要があると認めるときは、当該工事完成検査調書にその旨を記載の上、跡請保証に付すべき部分につき跡請保証部分調書（標準様式第71号様式）を作成し、これに添付するものとする。

イ 工事目的物が検査に合格しない場合

(ア) 検査員は、工事目的物が工事完成検査に合格しないときは、工事完成検査報告書（別記第1号様式）により支出負担行為担当者に報告するものとする。

(イ) 支出負担行為担当者は、検査員から工事完成検査報告書による報告を受けたときは、その内容を検討の上、受注者に対し、工事目的物修補（改造）請求書（別記第2号様式）により、一定の期限を定めて当該工事目的物の修補又は改造を請求するものとする。

(ウ) 支出負担行為担当者は、受注者が工事目的物の修補又は改造を完了したときは、工事目的物修補（改造）完了通知書（別記第3号様式）によりその旨の通知を受けるものとする。

(エ) 工事目的物修補（改造）完了通知書を受理した場合における処理は、工事完成通知書を受理した場合の例によるものとする。

(2) 出来形部分等検査

ア 検査員は、現地において当該工事目的物の出来形部分等（契約の解除に係る場合にあっては、出来形部分に限る。）を確認の上、出来形部分等（第 回）検査調書（標準様式第66号様式）及び出来形部分等内訳書（標準様式第67号様式）を作成し、支出負担行為担当者に提出するものとする。

イ 支出負担行為担当者は、検査員から提出された出来形部分等（第 回）検査調書及び出来形部分等内訳書を審査の上、その結果を出来形部分等確認通知書（標準様式第68号様式）により当該工事に係る受注者に通知するものとする。

(3) 指定部分検査

ア 検査員は、指定部分に係る工事目的物が検査に合格したときは、第7の(2)の例により処理するものとする。

イ 検査員は、指定部分に係る工事目的物が検査に合格しないときは、第7の(1)のイの例により処理するものとする。

(4) 跡請保証部分検査

ア 検査員は、跡請保証部分につき検査を行ったときは、その結果につき跡請保証部分

検査調書（標準様式第74号様式）により支出負担行為担当者に報告するものとする。

イ 支出負担行為担当者は、検査員の報告に基づきその内容を審査の上、当該跡請保証部分につき修補工事の必要があると認めるときは、受注者に対し当該修補工事を請求するとともに請書（標準様式第76号様式）を徴するものとする。

(5) 跡請保証部分修補工事完了検査

ア 検査員は、跡請保証部分に係る修補工事が完了検査に合格したときは、跡請保証部分修補工事完了検査調書（標準様式第78号様式）により支出負担行為担当者に報告するものとする。

イ 検査員は、跡請保証部分に係る修補工事が完了検査に合格しないときは、第7の(1)のイの例により処理するものとする。

(6) 中間検査

検査員は、工事目的物につき中間検査を行った場合は、その結果を書面により支出負担行為担当者に報告するものとする。

第8 緊急措置

検査員は、検査に当たりその措置に急を要するものがあるときは、直ちに必要な措置を講ずることができる。この場合において、検査員は、事後速やかにその旨を支出負担行為担当者に報告しなければならない。

第9 要領の公表

支出負担行為担当者は、「工事等に係る入札及び契約の状況等に関する事項の公表について」（平成13年3月29日付け建情第2328号農政部長、水産林務部長、建設部長、出納局長通達）の3に規定する閲覧所において、この要領を公表するものとする。

別記第1号様式

工 事 完 成 検 査 報 告 書

年 月 日

(支出負担行為担当者) 様

検査員 (職氏名) ㊟

工事名

上記工事について、検査の結果、次のとおり修補（改造）を要するものと認めます。

発注者			
工事場所			
契約工期	年 月 日から	年 月 日まで	
検査年月日	年 月 日	修補(改造)に要する日数	日
検査所見 (修補(改造)を要する部分及び修補(改造)の概要)			

決裁欄					
上記工事に係る修補（改造）を受注者に請求する。			決裁権者		
修補（改造）施工期限		年 月 日	起案者 部 課 係		
			電話 番		
			起案年月日	年 月 日	
整理番号	第 号	請求年月日	年 月 日	決定年月日	年 月 日

注 決定書等によりあらかじめ指定を受けた検査員が自ら検査を行うこと。

(記号) 第 号
年 月 日

(受注者) 様

(支出負担行為担当者) 印

工事目的物の修補（改造）について

工事名

年 月 日検査を実施した上記工事について、次のとおり修補（改造）工事を施工してください。

なお、修補（改造）工事が完了したときは、その旨通知してください。

工事場所	
施行期限	年 月 日
修補（改造）を要する箇所及び修補（改造）の方法	
修補（改造）を要する理由その他	

工事目的物修補（改造）完了通知書

年 月 日

（支出負担行為担当者） 様

受注者 住所
氏名 印

工事名

年 月 日付け（記号）第 号で請求のあり
ました上記工事に係る修補（改造）工事を完了したので、通知しま
す。